

**審査事務規程の一部改正に係るパブリックコメントの募集について
－改造自動車届出制度の見直し－**

独立行政法人自動車技術総合機構は、安全・安心な車社会の実現に向けて、自動車の安全性の確保及び環境の保全のために、国の依頼に基づき自動車の審査を行っています。

改造自動車届出制度は、改造内容について届出を得ることにより新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的としたものですが、近年の自動車技術の進展や改造形態の変化に対応していくとともに、昨今のデジタル化推進に伴い届出手続きの効率化を図っていく必要があります。

また、自動車機構における自動車の構造・装置の変更等に伴う事前書面審査制度は「新規検査等届出制度」と「改造自動車届出制度」が存在し、自動車の形態によっては同一の検査において2種類の届出が必要となり、新規検査等に係る手続きが煩雑になる場合があります。

これらの課題を解消すべく、審査事務規程の一部を改正することとしており、広く皆様から本改正に対するご意見を募集いたします。

なお、電話によるご意見への対応及びご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

改造自動車届出制度の見直しについて【別紙】

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

（1）ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-5363-3347

独立行政法人自動車技術総合機構検査部検査課 あて

ファクシミリでのご意見の送付の場合は、別添をご参照ください。

（2）郵送の場合

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塙町4-41

住友生命四谷ビル4F

独立行政法人自動車技術総合機構検査部検査課 あて

郵送でのご意見の送付の場合は、別添をご参照ください。

（3）電子メールの場合

電子メールアドレス：honbu-kensa@naltex.go.jp

独立行政法人自動車技術総合機構検査部検査課 あて

電子メールでのご意見の送付の場合は、テキスト形式としてください。

また、件名欄には「改造自動車届出制度の見直しについて」と明記してください。

電話によるご意見は受け付けかねますのでご了承願います。

3. 意見募集期限

令和8年1月28日（水）から令和8年2月10日（火）まで（※必着）

4. 注意事項

いただいたご意見の内容については、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

改造自動車届出制度の見直しについて

1. 背景

改造自動車届出制度は、改造内容について届出を得ることにより新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことの目的としたものですが、近年の自動車技術の進展や改造形態の変化に対応していくとともに、昨今のデジタル化推進に伴い届出手続きの効率化を図っていく必要があります。

また、自動車機構における自動車の構造・装置の変更等に伴う事前書面審査制度は「新規検査等届出制度」と「改造自動車届出制度」が存在し、自動車の形態によっては同一の検査において2種類の届出が必要となり、新規検査等に係る手続きが煩雑になる場合があります。

これらの課題を解消すべく、審査事務規程の一部を改正することとします。

2. 改正概要

①改造自動車の届出対象の見直し

動力伝達装置、走行装置、緩衝装置及び連結装置に係る次の改造は、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外します。

- ・自動車メーカー純正部品を変更することなく用いた改造
- ・アフターパーツメーカーが製造し一般市場において流通している自動車部品を変更することなく用いた改造

②新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

これに伴い、改造自動車の事前書面審査に係る運用を次のとおり見直します。

- ・届出書等の提出先は、当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等とします。(代表届出を除く。)
- ・改造内容及び審査結果は自動車機構の内部ネットワークにより全国93事務所で共有することができるところから、改造自動車審査結果通知書の偽造や改ざんを防止するため、改造自動車審査結果通知書の交付は行わないこととします。

3. 今後のスケジュール

改 正：令和8年3月予定

施 行：令和8年7月予定

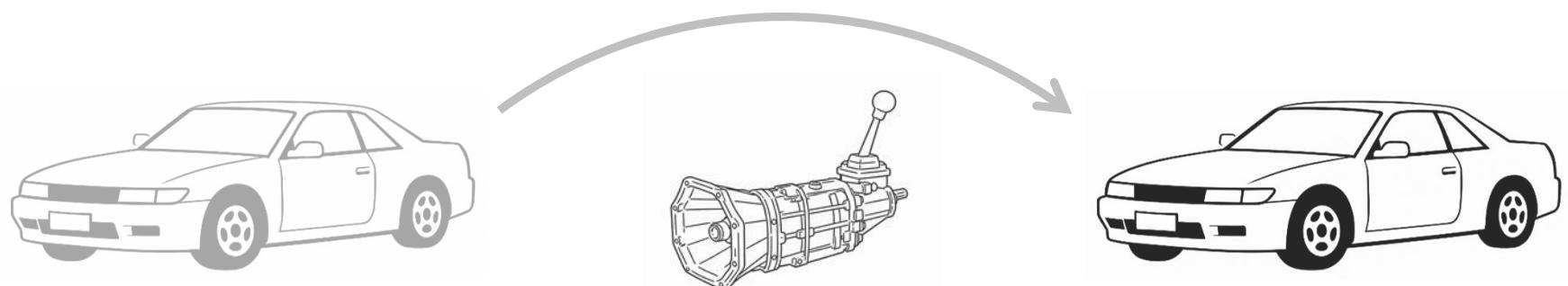
意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メール アドレス	
ご意見	(ご意見) (理由)

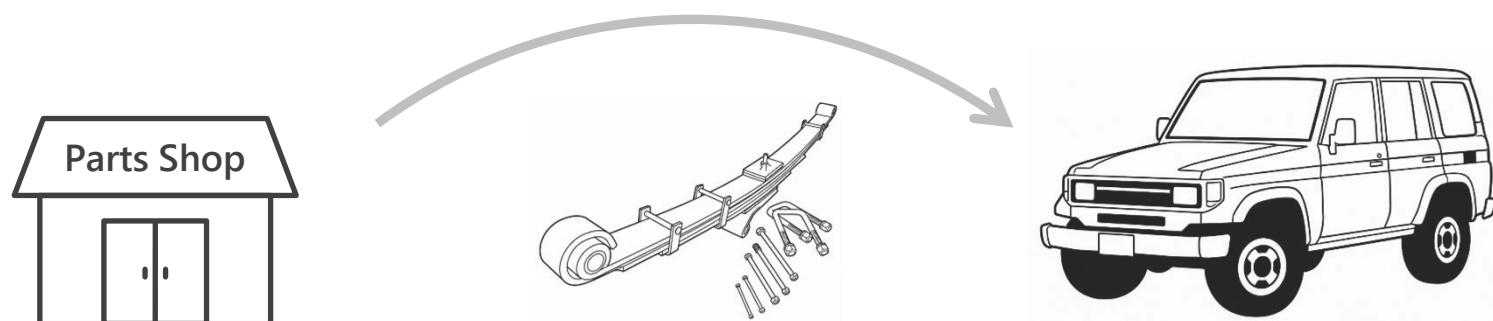
① 改造自動車の届出対象の見直し

動力伝達装置、走行装置、緩衝装置及び連結装置に係る次の改造は、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外

自動車メーカー純正部品を変更することなく用いた改造



アフターパーツメーカーが製造し一般市場において流通している自動車部品を変更することなく用いた改造



② 新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図る

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領

改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領において実施

改造自動車届出制度と新規検査等届出制度の統合に伴い、改造自動車の事前書面審査に
係る運用を次のとおり見直し

- 届出書等の提出先は、当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等とする。
(代表届出を除く。)
- 改造内容及び審査結果は自動車機構の内部ネットワークにより全国93事務所で共有することができるところから、改造自動車審査結果通知書の偽造や改ざんを防止するため、改造自動車審査結果通知書の交付は行わないこととする。